長野工業高等専門学校の教育理念，教育・運営方針及び目標とする人材像を定める規則

制　　定　平成20年４月１日
最終改正　令和７年４月24日

（目的）
第１条　この規則は，長野工業高等専門学校学則第１条第２項の規定に基づき，長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教育理念，教育・運営方針及び目標とする人材像を定める。

（教育理念）
第２条　本校の教育理念（以下「教育理念」という。）は，「優れた技術者は，優れた人間でなければならない。」とする。

（教育・運営方針）
第３条　本校の教育・運営方針は，次の各号のとおりとする。
一　本校の教育理念に基づき，豊かな人間性と独創力，創造力を身に付けた実践的技術者を養成する高等教育機関としての教育体制を維持し，科学技術の高度化及び社会問題・グローバル化に対応し得る技術者を育成する。
二　地域と連携し，地域に密着した学校運営を行う。また，地域から期待され，愛される学生を育成し，社会から要請されている高等教育機関としての使命を果たす。

（目標とする人材像）
第４条　本校の準学士課程における目標とする人材像は，次の各号のとおりとする。
一　工学の基礎知識を備え，倫理観を持ち，自ら問題を発見し，技術的知識・技能を駆使して問題を解決していくことができる実践的技術者
二　幅広い教養を備え，社会，環境等の諸問題に自ら関心を示し，リーダーシップを発揮して積極的に社会に関わっていく人材
三　文化の多様性を認識し，自ら諸外国との交わりに関心を抱き，国際社会に貢献できる人材
２　本校の専攻科課程における目標とする人材像は，次のとおりとする。
専攻科は，高等専門学校における教育の基礎の上に，精深な程度において工業に関する高度な専門知識を教授研究し，もって広く産業の発展に寄与する技術者を養成することを目的とする。

附　則
この規則は，平成 20 年４月１日から施行する。

附　則
この規則は，平成 30 年２月 27 日から施行する。

附　則

この規則は，令和６年６月 21 日から施行する。

附　則

この規則は，令和６年６月 21 日から施行する。

附　則（令和７年４月 24 日　一部改正）

この規則は，令和７年４月 24 日から施行する。